

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 登録免許税法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第三十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第二条第一項第二号イ、第二条の八第二号イ及び第四条第三号イの規定による保育所の用に

供する不動産に該当する旨の証明

ロ 第三条第一号イ(1)及びロ(1)の規定による社会福祉事業の用に供する不動産に該当する旨の証

明

第五条第七号中「リまで」の下に「ウ及びキ」を加え、「行う事業者」を「一体的に行う事業者

及び児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設」に改め、ヨを削り、タをヨとし、レからウま

でをタからムまでとし、ムの次に次のように加える。

ウ 第五十七条の三第二項の規定による障害児の保護者等に対する報告及び文書等の提出等の命

令並びに質問

第五条第七号中オをクとし、ノをオとし、キをノとし、ウの次に次のように加える。

ホ 第五十七条の三の第三項の規定による障害児通所支援を行った者等に対する報告及び記録の提出等の命令並びに質問

第五条第十三号ナ中「共同生活介護」を削り、同号中ナをラとし、ロからネまでをハからナまでとし、同号イ中「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に係るものに限る。以下この号において同じ。」を削り、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十一条第二項の規定による自立支援給付対象サービス等を行った者等(指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援及び共同生活援助に係るものに限る。以下この号において同じ。)及び指定一般相談支援事業者に限る。)に対する報告及び記録の提出等の命令並びに質問

第六条第一項第七号中ヘをトとし、イからホまでをロからヘまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十条第三項の規定による国民健康・栄養調査の実施

第六条第一項第二十号ホ中「第十七条(一)の下に「第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)及び」を加え、同号チ中「第七項」の下に「これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同号リ中「第六項」の下に「これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同号ヌ中「第二十条第五項」の下に「第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同号ル中「第二十一条」の下に「第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同号ワ中「第二十四条の二(一)の下に「第二十六条及び」を加え、同条第二項第四号ト中「第八条第三号イ及び第四号」を「第八条第五号イ及び第六号」に改め、同項第七号ヘ中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

第八条第一号中ノをオとし、キをノとし、同号ウ中「児童養護施設」の下に「障害児入所施設」を加え、同号中ウをキとし、ムをウとし、同号ラ中「第三十四条の十九第二項」を「第三十四条の二十第二項」に改め、同号中ラをムとし、同号ナ中「第三十四条の十八」を「第三十四条の十九」に改め、同号中ナをラとし、ヲからネまでをワからナまでとし、同号ル中「第二十八条第四項」を「第二十八条第三項」に改め、同号中ルをヲとし、ホからヌまでをヘからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第二十四条の十九の規定による障害児入所施設等の利用に関する相談、助言、あつせん、調

整及び要請

第八条の二第一号を次のように改める。

一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十四条第二項第三号の規定による要保護女子の一時保護

ロ 第三十六条の規定による婦人保護施設における要保護女子の収容保護

第十条第一項第三十三号ヨ中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「受理」を「提出の要求」に改め、同号中タを削り、レをタとし、ソをレとし、同項第三十五号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第四十三号中「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金、宮城県市町村合併準備交付金、みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金、」を削る。

第十五条第四号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改める。

第十八条第一項第五号ロ(1)中「規定による許可」の下に「又は第二十三条の二の規定による登録」を加え、「第二十三条の許可」を「第二十三条の規定による許可又は第二十三条の二の規定による登録」に改め、同号ト中「許可」の下に「及び第二十三条の二の規定による流水占用の登録並びにこれらと併せて行う第二十四条から第二十七条までの規定による許可」を加え、同号チ中「許可」の下に「及び第二十三条の二の規定による流水占用の登録並びにこれらと併せて行う第二十四条又は第二十五条の規定による許可」を加え、同号ヨ中「リ及びビ」を「ヌ及びヨ」に改め、同号中ヨをレとし、ヌからカまでをヲからタまでとし、リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル ロに掲げる許可（第二十五条前段に係るものを除く。）又はチに掲げる承認（第二十四条及び第二十五条後段の規定による許可に係るものに限る。）に代えて行う第五十八条の十二の規定による協議

第十八条第一項第五号チの次に次のように加える。

リ ロに掲げる許可（第二十五条及び第二十七条に係るものを除く。）又はチに掲げる承認（第二十四条の規定による許可に係るものに限る。）に代えて行う第三十七条の二の規定による協議

第十八条第一項第五号に次のように加える。

ソ ロに掲げる許可（第二十五条前段に係るものを除く。）又はチに掲げる承認（第二十四条及び第二十五条後段の規定による許可に係るものに限る。）に代えて行う第九十九条第二項の規定による協議

第十八条第一項第十二号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十三条の二の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は安全確保措置の指示の判断に資するための通知

第十八条第一項第二十一号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第四十四号を次のように改める。

四十四 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条及び附則第三条第一項の規定による報告の受理

ロ 第十二条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項及び第二十七条第一項の規定による指導及び助言

ハ 第二十二條第二項の規定による認定

第十九条第十一号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改め、同条に次のように加える。

十六 港湾工事及び海岸工事に関する土地使用貸借契約の締結

第二十号第二号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改め、同条に次のように加える。

七 流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）第九条の規定により指定された指定管理者の業務の監督及び第三者による実施の承認

第二十一号第一号ハ及び第二十二号第一号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五条第一号及び第七号、第六条第一項及び第二項第四号ト、第八条、第八条の二並びに第十条第一項第四十三号の改正規定並びに第十八条第一項の改正規定（同項第二十一号ハに係る部分を除く。）は公布の日から、第六条第二項第七号の改正規定は大气污染防治法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第十一号中ロを削り、ハをロとし、ニからルまでをハからヌまでとし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第三十三号までを二号ずつ繰り上げ、

げ、同表職員厚生課長の専決事項の項第二号中「及び子ども手当」を削り、同表総務部長の私学文書課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

六 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の施行に関する次のこと。

イ 公立学校における重大事態に係る調査の結果の調査及び重大事態への対処等のために必要な措置（第三十条）

ロ 私立学校における重大事態に係る調査の結果の調査及び重大事態への対処等のために必要な措置（第三十一条）

別表第一総務部長の消防課に係る専決事項の項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同表震災復興・企画部長の地域復興支援課に係る専決事項の項及び地域復興支援課長の専決事項の項の次に次のように加える。

<p>総合交通対策課</p> <p>一 宮城県暴走族根絶の促進に関する条例（平成十年宮城県条例第四十八号）第九条の規定によるモデル市町村の指定</p> <p>二 宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十六号）第十五条の規定による重点区域の指定並びにその変更及び取消し</p>	<p>総合交通対策課長</p> <p>宮城県飲酒運転根絶に関する条例第十五条の規定による重点区域の指定並びにその変更及び取消しの公表並びに市町村長への通知</p>
--	---

別表第一環境生活部長の共同参画社会推進課に係る専決事項の項第一号に次のように加える。

ト 法人の認定、認定の有効期間の更新及び法人の仮認定（第四十四条、第五十一条、第五十八條）

チ 認定特定非営利活動法人（以下この号において「認定法人」という。）及び仮認定特定非営利活動法人（以下この号において「仮認定法人」という。）の合併の認定（第六十三条）

リ 認定法人及び仮認定法人の法令等の違反に対する勧告、命令等（第六十五条）

ヌ 認定法人のその他の事業の停止（第六十六条）

ル 認定法人の認定の取消し及び仮認定法人の仮認定の取消し（第六十七条）

別表第一環境生活部長の共同参画社会推進課に係る専決事項の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 民間非営利活動施設の管理に関する規則（平成十六年宮城県規則第百六号）の施行に関する次のこと。

イ 貸付けを受けようとする者の公募（第九条）

ロ 貸付けの決定及び決定の取消し（第十一条）

別表第一共同参画社会推進課長の専決事項の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項第二号中イを削り、ロをイとし、イの次に次のように加える。

ロ 国民健康・栄養調査員の任命（第十二条）

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号ホ中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に改め、同号へ中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同号ト中「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に改め、同号チ中「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に改め、同表子育て支援課長の専決事項の項第一号イ中「第六条の三」を「第六条の四」に改め、同号子中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、同号リ中「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に改め、同号ヌ中「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に改め、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第四号イ中「第三十三条の四」を「第三十三条の七」に改め、同号ロ中「第二十二条の四」を「第二十一条」に改め、同表経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表新産業振興課長の専決事項の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同表土木部長の河川課に係る専決事項の項第一号中ネをラとし、レからツまでをツからナまでとし、タの次に次のように加える。

レ 河川協力団体の指定及び河川協力団体の名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示（第五十八条の八）

ソ 河川協力団体に対する監督等（第五十八条の十）

別表第一河川課長の専決事項の項第一号ワ中「イからハまで、チ、ヌ及びルに掲げるものに係る」を「イからトまで、リ、ヲ及びワに掲げるものに代えて行う」に改め、同号中ウをタとし、ヲをヨとし、ルをワとし、ワの次に次のように加える。

カ イ及びニに掲げるもの、ホに掲げるもの（第二十五条後段に係るものに限る。）、ヘ及びトに掲げるもの並びにリに掲げるもの（第二十四条及び第二十五条後段の許可に係るものに限る。）に代えて行う河川協力団体との協議（第五十八条の十二）

別表第一河川課長の専決事項の項第一号中ヌをラとし、リをルとし、同号チ中「許可」の下に「及び第二十三条の二の規定による流水占用の登録並びにこれらと併せて行う第二十四条又は第二十五条の規定による許可」を加え、同号中チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 二及びへに掲げるものに代えて行う水防管理団体又は水防協力団体との協議（第三十七条の二）

別表第一河川課長の専決事項の項第一号ト中「許可」の下に「及び第二十三条の二の規定による流水占用の登録並びにこれらと併せて行う第二十四条から第二十七条までの規定による許可」を加え、同号中トをチとし、ハからハまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

所の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第二十六号から第三十二号までの規定中「こと」の下に「(支所の事業担当区域に係るものを除く。)」を加え、同項第三十三号中「減免」の下に「(支所の事業担当区域に係るものを除く。)」を加え、同項第三十四号中「免除」の下に「(支所の事業担当区域に係るものを除く。)」を加え、同表栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長及び塩釜保健所の支所長の専決事項の項中「及び塩釜保健所の支所長」を削り、同表に次のように加える。

- 塩釜保健所の支所長
- 一 保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第二号(イに掲げる事項を除く。)、第三号、第四号(ロに掲げる事項を除く。)、及び第七号から第十一号までに掲げる事項
 - 二 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第一号から第十二号まで及び第十九号から第三十四号までに掲げる事項(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、塩釜保健所岩沼支所長に限る。)

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中ワをツとし、ニからラまでをヌからソまでとし、ハをニとし、ニの次に次のように加える。

- ホ 災害その他特別の事情による入所給付決定保護者の負担軽減の決定(第二十四条の五)
 - ヘ 特定入所障害児食費等給付費の支給の決定(第二十四条の七)
 - ト 障害児入所施設等の利用に関する相談、助言、あつせん及び調整(第二十四条の十九)
 - チ 障害児入所医療費の負担額の決定(第二十四条の二十)
 - リ 障害児入所給付費等の支給の継続の決定(第二十四条の二十四)
- 別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。
- ロ 入所給付決定保護者の負担額の決定(第二十四条の二)

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号ロ(1)中「規定による許可」の下に「又は第二十三条の二の規定による登録」を加え、「第二十三条の許可」を「第二十三条の規定による許可又は第二十三条の二の規定による登録」に改め、同号ト中「許可」の下に「及び第二十三条の二の規定による流水占用の登録並びにこれらと併せて行う第二十四条及び第二十五条の規定による許可」を加え、同号ヨ中「リ及びビ」を「ヌ及びヨ」に改め、同号中ヨをレとし、ヌからカまでをラからタまでとし、リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

- ル ロに掲げる許可(第二十五条前段に係るものを除く。)
 - 又ハチに掲げる承認(第二十四条及び第二十五条後段の規定による許可に係るものに限る。)
 - に代えて行う協議(第五十八条の十二)
- 別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号チの次に次のように加える。
- リ ロに掲げる許可(第二十五条及び第二十七条に係るものを除く。)
- 又ハチに掲げる承認(第

二十四条の規定による許可に係るものに限る。)に代えて行う協議(第三十七条の二)

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号に次のように加える。
ソ ロに掲げる許可(第二十五条前段に係るものを除く。)

- 又ハチに掲げる承認(第二十四条及び第二十五条後段の規定による許可に係るものに限る。)
 - に代えて行う協議(第九十九条)
- 別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。
- ロ 避難のための立退きの勧告若しくは指示又は安全確保措置の指示の判断に資するための通知(第十三条の二)

- 別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十九号ハ中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第四十二号を次のように改める。
 - 四十二 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴取(第七条)
 - ロ 要安全確認計画記載建築物に係る指導及び助言(第十二条)
 - ハ 特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言(第十五条)
 - ニ 建築物の地震に対する安全性の認定(第二十二条)
 - ホ 要耐震改修認定建築物に係る指導及び助言(第二十七条)
 - ヘ 要緊急安全確認大規模建築物に係る報告の徴取並びに指導及び助言(附則第三条)
- 別表第九仙台土木事務所の道路部長及び河川部長の専決事項の項ロ中「二千万円」を「四千万円」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一各部長の専決事項の項第十二号、同表職員厚生課長の専決事項の項第二号、同表総務部長の私学文書課に係る専決事項の項第六号、同表震災復興・企画部長の総合交通対策課に係る専決事項の項、同表総合交通対策課長の専決事項の項、同表保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項第二号チ、同表健康推進課長の専決事項の項第二号イ及びロ、同表子育て支援課長の専決事項の項第一号イ、同表経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項第二号、同表新産業振興課長の専決事項の項第三号及び第四号、同表土木部長の河川課に係る専決事項の項、同表河川課長の専決事項の項、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項、同表建築宅地課長の専決事項の項、同表児童相談所長の専決事項の項、別表第七保健所の地域保健福祉部長及び保健部長の専決事項の項第一号、別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項並びに別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項の改正規定は、平成二十六年三月三十一日から施行する。